

令和6年第 9回 総会
10月

白井市農業委員会会議録

令和6年10月8日 開会

令和6年10月8日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年10月8日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和6年度第1回農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

11月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 10月22日火曜日
- ・事前審査会(案) 10月29日火曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 11月5日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中8名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんにちは。

今月に入りまして、いよいよ農地パトロールがございまして、皆様の御協力のほう、よろしく願いいたします。

先日、梨マラソンにおいて千葉県熊谷知事がお見えになりまして、我々のむいた梨を試食して、おいしいかどうかというのは言われなかったのですが、一応、試食はしたみたいなので、これを機に、知事に販売の販路を広げていただきたいと思います。

また、皆さん、ここで寒暖の差が激しいと思いますので、健康面では十分留意していただきたいと思います。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和6年10月定例総会を開催いたします。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名人は、3番、山崎正司委員、5番、五十嵐玲子委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局の今井です。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和6年10月8日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、根字下郷谷の1筆です。

地目は山林、現況は畑です。

地積は2,462平方メートル。

権利者は記載のとおり、義務者も記載のとおりです。

申請事由は賃借権の設定です。

2番、十余一字並木東側の5筆です。

地目は畑。

地積は合計で4,491平方メートル。

権利者は記載のとおり、義務者も記載のとおりです。

申請事由は使用貸借権設定です。

3番、十余一字並木東側の5筆です。

地目は畑。

地積は合計で4,491平方メートル。

権利者は記載のとおり、義務者も記載のとおりです。

申請事由は区分地上権設定です。

以上です。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の副班長より審査内容の報告をお願いいたします。

増田道恵委員。

増田道恵委員 副班長の増田です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は、権利者と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から北へ約1キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理されている状態であります。

進入路については、私道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。
権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、その他の農機具は、知人から借りることになっております。

労働力は世帯員2人で、2人とも農業に従事する予定です。

年間従事日数ですが、150日で、技術力は、知人農家の方より指導を受けながらとなります。

現在は会社員ですが、軌道に乗ったら会社を辞めて、子供とともに農業に従事します。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

審査資料4番と5番は関連がありますので、一括して説明いたします。

審査資料4番と5番を御覧ください。

4番では、農地の使用貸借による権利設定で、5番は、空中部分区分地上権の設定になります。

当日は、権利者御本人と義務者代理人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約4.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理されております。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

主な農機具としては、トラクター1台、草刈り機1台、背負動噴1台、刈払い機2台、ユンボ1台で、農機具はそろっております。

労働力は、常時雇用が26人で、26人とも農業に従事しております。

白井の圃場では、二、三人が従事するそうです。

年間従事日数ですが、245日で、技術力もあります。

現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

中村会長 ただいま事前審査会の副班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いいたします。

秋本善久委員 白井地区担当の推進委員の秋本です。

補足説明ですが、ただいま増田副班長の報告にあったとおりで、特にございませぬ。

資料1の9のところでも表記されておりますが、指導員の下で作物の栽培・管理などを学ぶとのことでありましたし、義務者の方にも少し電話で伺ったのが、今まで手

伝っていただいた方が高齢でできなくなってしまったという意味では、就農していただけの方が見つかったということでは、ありがたいなというふうに伺いました。

以上です。

中村会長 2番、3番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 十余一地区推進委員の松丸です。

内容については、副班長の御報告のとおりでございますが、義務者と電話で話すことができましたので報告させていただきます。

申請の農地ですが、親の代までは、畑で野菜等を耕作したということですが、相続人は耕作していないとのことでした。

最近については、農機具もないことから、管理にもかなり困っていたということで、今回この申請に至ったということです。

また、土地がまとまっていたので、条件のほうもよかったということでした。

以上です。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ。

伊藤 治委員 農地利用最適化推進委員の伊藤です。

資料4番の5から7番までで、登記簿的などころで、所有権移転のことで状況が仮登記抹消とありますが、こちらのほうは、全て正常に執り行われたのでしょうか。

事務局のほうで状況報告をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

以前、令和6年1月に、所有権移転の仮登記というのを一度されたようなのですが、農地法の許可がないと移転できないという条件付きの仮登記になっておりまして、これを抹消して、もう一度戻してから、今回上げている申請という形で申請があったそうでございます。

伊藤 治委員 では、問題はないということで。

事務局 はい。

伊藤 治委員 ありがとうございます。

中村会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を許可することに可決いたします。
2番、3番については関連がありますので、一括して採決を行います。
許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番、3番を許可することに可決いたします。
続きまして、議案第2号 農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。
それでは、2ページを御覧ください。
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。
下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。
令和6年10月8日提出。
白井市農業委員会会長、中村教雄。
1番、富塚字宮ノ前の1筆です。
地目は畑。
地積は1,133平方メートルです。
申請人は記載のとおりです。
申請事由は転用を伴う所有権移転で、資材置場兼車両置場とするものです。
2番、十余一字並木東側の4筆の一部です。
地目は畑。
地積は4,442平方メートルのうち、5,567平方メートルです。
申請人は記載のとおりです。
申請事由は、一時転用を伴う地上権設定で、営農型太陽光発電施設とするものでございます。
以上でございます。
御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の副班長より審査内容の報告をお願いいたします。
増田道恵委員。

増田道恵委員 副班長の増田です。
調査報告を申し上げます。
審査資料3番を御覧ください。
当日の出席者は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。
まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北西へ約3.5キロメートル、進入路は市道により確保されております。
農地区分としては、10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と判断いたしました。
転用目的ですが、資材置場兼車両置場。
現在、埼玉で既存の置場がありますが、白井近辺でも工事などが増えてきたため、本申請地を選びました。
次に、一般基準ですが、本申請は資材置場兼車両置場ということですが、申請面積は1,133平方メートルとあり、面積妥当と思われます。
資金の確保につきましては、融資にて賄う計画となっております。
次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画では、一部既設ブロックが設置されており、ほか、外周を丸木、虎ロープで囲い、出入り口にはコンクリート敷を施工する計画となっております。
汚水、排水については発生しません。
雨水については、自然浸透する計画です。
また、申請地は農振農用地ではありません。
権利者は、既存施設が手狭などの理由もあり必要性についても認められ、併せて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。
これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われれます。
以上で調査報告を終わります。
審査資料6番を御覧ください。
当日の出席者は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。
まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北東へ約4.5キロメートル、進入路は市道により確保されております。
農地区分としては、農用地区域内にある農地であるため、第1種農地と判断いたしました。
転用目的ですが、営農型太陽光発電施設で、現在、義務者は農業をやっておらず、権利者に処分の相談をしたところ、1種農地であったため、営農型太陽光発電施設を計画したものです。
次に、一般基準ですが、本申請は営農型太陽光発電施設ということですが、申請面

積は4,442平方メートルのうち、5,567平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画では、外周に額縁明渠を設置する計画であり、これにより敷地内の土砂や水の流出を防ぐ計画となっております。

汚水・排水については発生しません。

雨水については自然浸透します。

この計画を隣接土地所有者に確認したところ、問題ないとのことでした。

よって、隣接農地の営農状況に支障をきたすことはないものと思われます。

権利者は、耕作放棄地の有効活用との理由もあり、必要についても認められ、併せて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われま

す。

以上で調査報告を終わります。

中 村 会 長 ただいま、事前審査会の副班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1 番について、最適化推進委員の小林幸子委員、お願いいたします。

小林幸子委員 富塚地区担当の小林です。

義務者本人とお電話でお話をしまして、今回のこの土地は父親から相続を受けた土地で、本人は農業を営んでいないので、管理することが困難になり、今回、所有権移転をして売買する形になったということでした。

以上です。

中 村 会 長 2 番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 推進委員の松丸です。

義務者との話を先ほどしましたが、営農型ということで、今回のサカキの生態についても、技術的にも、販売先等についても問題がないことを確認しております。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

1 番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続いて、2番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続いて、議案第3号 令和6年度第1回農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第3号 令和6年度第1回農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について。

白井市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項及び第3項の規定により、別紙のとおり、令和6年度農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取依頼がありましたので提出いたします。

令和6年10月8日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、4ページを御覧ください。

令和6年度第1回農地中間管理事業に係る農用地利用集積促進計画一覧表（案）です。

1番、富塚字越所ほか3筆の一部です。

地目は畑。

利用権設定面積は合計8,000平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が果樹。

期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

農地中間管理機構は、公益社団法人千葉県園芸協会です。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積はなく、新規になります。

続きまして、5ページを御覧ください。

白井市長からの依頼文になります。

続きまして、6ページを御覧ください。

千葉県園芸協会から白井市長への依頼文になります。

以上でございます。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の副班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

増田道恵委員。

増田道恵委員 副班長の増田です。

審査資料2番を御覧ください。

当日は、権利者、義務者の御本人が出席されました。

申請地は、市役所から北西約4キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、樹園地であります。

進入路については、市道により確保されております。

次に、義務者からレンタルできる主な農機具については、トラクター1台、スプレイヤー1台、草刈り機1台、トラック1台で、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が3人で、2人は農業に従事する予定です。

年間従事日数は250日で、2年間、梨農家で研修されており、技術力があります。

また、周辺地域における農地などの農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、問題ないものと判断いたします。

中 村 会 長 ただいま、事前審査会の副班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の小林幸子委員、お願いいたします。

小林幸子委員 小林です。

義務者の方からお話を伺ったところ、本人が最近、体調もよくなく、今後、息子さんが農業を継ぐということもないため、二、三年前から、貸して農業を続けていただける方がいないかということで検討しておりましたところ、権利者の方が新規就農セミナーに参加していて、そちらで会うことができ、これをきっかけに、この方にお貸しすることが決まったということでした。

権利者の方はやる気がとてもあるので、続けていただけるということで、義務者の方も大変喜んでいて、自分の技術を教えながら、一緒に最初のうちはやっていくということでした。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑

に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ。

伊藤 治委員 推進委員の伊藤です。

こちらの方は42歳ということでお若いのですけれども、設定する期間が5年ということですが、こちらは先々増やしていきたいということもありますし、継続して就農していただけるという形で捉えていいのでしょうか。

お願いいたします。

小林幸子委員 小林です。

本人は、とてもやる気があるので、ずっと続けていく予定ですというふうなことをおっしゃっていました。

伊藤 治委員 義務者の方も大丈夫ですかね。

小林幸子委員 義務者の方も全面的に協力するという形で、自分の家にあるトラクターや消毒機械、あとは、倉庫自体も貸してあげるということで、両方の協力の下に続けていかれるものと思いました。

伊藤 治委員 ありがとうございます。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので質疑を打ち切り、これより議案第3号 令和6年度第1回農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について、採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第3号 令和6年度第1回農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の決定について、承認することに可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局 事務局の今井です。

7ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規程第6条第6号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和6年10月8日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

8ページを御覧ください。

- ① 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出です。

9ページを御覧ください。

- ② 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出になります。

専決処分については以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、4番、報告・協議事項等の(2)その他になります。

11月の事前審査会、総会の日程について。

申請の受付締切りが10月22日火曜日。

事前審査会が10月29日火曜日。

担当は、第1班になります。

午前9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。

総会が令和6年11月5日火曜日午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中村会長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人